

2024 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

福島県立医科大学

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 福島県立医科大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

福島県立医科大学（設置者：公立大学法人福島県立医科大学）

光が丘キャンパス 福島県福島市光が丘 1 番地
福島駅前キャンパス 福島県福島市栄町 10 番 6 号

2 学部等の構成 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学部】

医学部 医学科
看護学部 看護学科
保健科学部 理学療法学科、作業療法学科、診療放射線科学科、臨床検査学科

【研究科】

医学研究科(修士課程) 医科学専攻、災害・被災医療科学共同専攻
医学研究科(博士課程) 医学専攻
看護学研究科(博士前期課程) 看護学専攻
看護学研究科(博士後期課程) 看護学専攻

【別科】

助産学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 1,717 名、研究科 267 名、別科 20 名

【教職員数】 教員 787 名、職員 277 名、技術職員 1,576 名

4 大学の理念・目的等

福島県立医科大学は 1944 年に創立された福島県立女子医学専門学校を前身とし、1947 年に開学した。医学部医学科の単科大学から、大学院医学研究科、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、保健科学部、助産学専攻を順次開設し、医療系総合大学として県民の保健・医療・福祉に貢献する学識や技術、倫理性等を備えた医療人の育成を図っている。

福島県立医科大学は学則第 1 条に目的を「広く一般的教養を養い、医学、看護学及び保健科学に関する学理及びその応用を教授研究し、人格を陶冶し、社会の福祉と文化の向上発展に寄与すること」と定めている。

また、大学院学則第 2 条に大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、医学及び看護学に関する研究を遂行する能力や専門性の高い実践能力を有する研究者及び専門職者を育成すること」と定めている。

2011 年に東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発災したことにより、上記の目的に加え、「県民のこころと体の健康を長期に見守り、福島復興の中核となる」という歴史的使命を見出し、その使命のもと 2014 年 6 月に「福島県立医科大学ビジョン 2014」を策定し、実現に向けて取り組んでいる。

【福島県立医科大学ビジョン 2014—忘れない。そして希望の未来を拓く—(抜粋)】

- 「私たちは福島の復興を牽引します。全ての県民の復興が達成される日まで支え続けます。」
- 「私たちは福島の復興を担う優れた医療人を育成します。高度な知識、技術と高い倫理性を備えた医療人を育てます。」
- 「私たちは優れた価値ある研究成果を世界に向かって発信します。本学に課せられた歴史的使命を果します。」
- 「私たちは県民の健康長寿を実現します。高水準の医療の提供と根拠に基づく疾病予防に取り組めます。」
- 「私たちは持続的に進化する大学を創ります。ここに集うすべての人々の思いに応えられる大学を目指します。」

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

福島県立医科大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

福島県立医科大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準1、基準2、基準3のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、福島県立医科大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- 2011年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、放射線災害を含む複合災害に対応できる医療人を育成するため、新たに策定された「福島県立医科大学ビジョン2014」に基づき、各学部において福島と災害についての学びを提供し、放射線被ばく医療や地域医療等について、総合的な学びを展開している。
- 福島県が2011年6月から開始した「県民健康調査」を主体的に担う組織として、2011年9月に放射線医学県民健康管理センターを設立し、県から委託を受け同調査の実施及び解析を継続的に行っている。県民に向けた積極的な情報発信を行うことで「福島県立医科大学ビジョン2014」に掲げた大学の使命を果たすと同時に、学術論文としても発表している。
- 2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故において、災害・被ばく医療科学分野の実務担当者の育成の重要性が認識されたことから、2016年度に長崎大学と連携して大学院に「災害・被ばく医療科学共同専攻」を開設している。オンライン講義を中心としつつ、現地実習を組み込む等の授業を編成することで、災害・被ばく医療科学分野の幅広い知識の習得に加え、両大学の強みを活かした教育を展開できるよう取り組んでいる。

【改善を要する点】

- 大学院課程における一部研究科の収容定員の未充足については、定員設定の在り方の検討も含め、適切な定員管理が求められる。
- 学部及び大学院の3つのポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインに基づき、早急に全学的な検討・検証の体制を整備し、定期的な点検・検証、ポリシー間の一貫性・整合性の検証等を実施することが求められる。
- 大学院の研究指導計画については、大学院設置基準第14条の2を踏まえ、研究指導の方法及び内容等を様式に従って明示し、研究科として組織的に共有・管理することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを明確化するとともに、評価室の位置づけや学長と学内組織間の関係性を整理し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。
- 大学院における研究指導教員等の資格審査については、組織的な審査基準を策定する体制を明確化し、整理することが望まれる。
- 大学院のカリキュラムの体系性については、学習者本位の観点から、カリキュラムマップ・ツリーを作成する等、学生にわかりやすく明示・周知することが望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。

- 大学院における成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、組織的な申し立ての方法を整備し、学生に明示・周知することが望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、組織的な研修体制、学内組織間の連携を明確化し、教職協働による大学の教育研究の水準の向上に向けた取組みの強化が望まれる。
- 指導補助者に対する研修については、組織的な実施方法・体制を明確化し、実施することが望まれる。
- 授業評価アンケート等については、実施方法の見直しや教学 IR(Institutional Research)による分析・検証、フィードバック等、大学として組織的な学習成果の把握・可視化、教育改善に繋げる取組みの充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、福島県立医科大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って組織している。ただし、大学院課程における医学研究科医科学専攻修士課程の収容定員の未充足については、定員設定の在り方の検討も含め、適切な定員管理が求められる。

ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。ただし、大学院における研究指導教員等の資格審査については、組織的な審査基準を策定する体制を明確化し、整理することが望まれる。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、各学部の教授会規程の一部が学校教育法第93条の趣旨に沿った内容となっていなかったが、該当法令の趣旨に沿うよう教授会規程を改正し、2025年3月に各学部の教授会において決定したことを確認した。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、大学院の研究指導計画については、大学院設置基準第14条の2を踏まえ、研究指導の方法及び内容等を様式に従って明示し、研究科として組織的に共有・管理することが求められる。カリキュラムの体系性については、学習者本位の観点から、カリキュラムマップ・ツリーを作成する等、学生にわかりやすく明示・周知することが望まれる。また、成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、組織的な申し立ての方法を整備し、学生に明示・周知することが望まれる。なお、看護学研究科においては、成績評価異議申し立て方法等を整備し、規程を定めることについて、2025年2月の看護学研究科委員会で決定したことを確認した。

学部・大学院のシラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。

ニ 施設及び設備に関すること

光が丘キャンパス、福島駅前キャンパスの2つのキャンパスを有し、学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備えており、それぞれのキャンパスにおいて図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか、大学設置基準に基づき附属病院を設置する等、教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 事務組織に関すること

公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程に基づき、学部及び大学院の事務を遂行するため、光が丘キャンパス、福島駅前キャンパスそれぞれにおいて、事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図るため、学部においては各学部の教務委員会やカリキュラム委員会、大学院においては各研究科委員会がそれぞれ点検・検証等を実施している。

ただし、学部及び大学院の3つのポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインに基づき、早急に全学的な検討・検証の体制を整備し、定期的な点検・検証、ポリシー間の一貫性・整合性の検証等を実施することが求められる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。情報公表の体制としては、広報活動の一元化を目的とする広報コミュニケーション室を2014年に設置し、学内調整等のうえで広報活動を実施している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、学則や公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程、公立大学法人福島県立医科大学評価室要綱に基づき、経営・内部統制担当理事を室長とする評価室を設置している。各業務を所管する委員会等において自己点検・評価を実施した結果を評価室においてとりまとめ、妥当性を検証した上で、企画・管理運営担当理事を本部長とする企画広報戦略本部会議や、学長が議長を務める教育研究審議会等に報告する体制を整備している。この体制のもと、教育研究等の状況について自己点検・評価を実施し、その結果を業務実績報告書として取りまとめ、Web サイトにおいて公表している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを明確化するとともに、評価室の位置づけや学長と学内組織間の関係性を整理し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

公立大学法人福島県立医科大学職員研修規程等に基づき、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を各学部・研究科で実施している。ただし、FD及びSDについては、組織的な研修体制、学内組織間の連携を明確化し、教職協働による大学の教育研究の水準の向上に向けた取組みの強化が望まれる。また、指導補助者に対する研修については、組織的な実施方法・体制を明確化し、実施することが望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。学習支援については、担任制度やオフィスアワー制度を設け、学生の修得状況に応じて個別面談や補講を実施する等の支援を行っている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、大学の中期・年度計画に基づき、各所属で自己点検・評価を実施し、その結果を経営・内部統制担当理事を室長とする評価室がとりまとめ、妥当性を確認している。その後、自己点検・評価の結果は企画・管理運営担当理事を本部長とする企画広報戦略本部会議や、学長が議長を務める教育研究審議会等に報告され、大学全体の業務の進捗を管理している。この取組みのうち、教育に関する自己点検・評価については、各学部の教務委員会及びFD委員会が主体となり、授業評価アンケートの実施や、教員を対象としたFD研修会を開催しているほか、各学部に教員評価委員会を設置し、「教育」「研究」「診療・看護」「社会貢献」「管理・運営」の5領域に関する目標を設定し、教員が年度ごとに自己評価を実施している。その結果は各学部の教員評価委員会において妥当性を確認した上で、教員にフィードバックしている。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「教育の実施・改善サイクルについて【学習成果】」

3学部共通の取組みとして、学生への授業評価アンケートの実施及び教員を対象としたFD研修会を開催し、学生からの評価や教員による研修会の意見交換を通じて授業改善に取り組んでいる。

授業評価アンケートは、各学部の教務委員会が主体となり学期ごとに実施している。同委員会には学部間で情報共有を行うため、各学部から教員が参画している。当該アンケート結果は、教務委員会に報告されるとともに、各教員に伝達し、寄せられた意見への対応を求め、学生にフィードバックを行っている。学生の理解度が低い等、課題が見受けられる授業科目については、教務委員会において対応策を審議し、場合によっては学部間で調整を経た後に授業の実施方法や教員の変更等の改善を図っている。ただし、授業評価アンケート等については、実施方法の見直しや教学IRによる分析・検証、フィードバック等、大学として組織的な学習成果の把握・可視化、教育改善に繋げる取組みの充実が望まれる。

また、FD研修会については、各学部のFD委員会が主体となり、研修内容等を検討し開催しており、学部によっては教授会で取組み内容を報告し、学内の部局へ共有している。医学部のFD研修会では、学部内で実施するFD研修のほか、医学部の教員数の多さに対応するため、授業に対する基本的なスキルの習得を目的として、学外の教育関係の専門家等を講師とするFD研修会にも取り組んでいる。また、学部によっては事後に動画視聴ができるような工夫をし、参加率の向上を図っている。

・No.2「研究力の向上に関する取組みについて」

大学全体として研究力の向上に資するため、研究に関する複数の意思決定機関をまとめ、2017年度に医療研究推進戦略本部を設置している。同本部では、第3期中期計画に定めている「研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置」のもと、科学研究費(科研費)等の競争的資金の獲得の推進を図るため、各取組みを実施している。

科研費等の競争的資金の獲得を推進するための具体的な取組みとして、①科研費に応募した結果、採択に至らなかった研究に対しての研究費助成事業、②大型研究費の獲得につながるが見込める医療分野の研究開発等に対する研究費助成事業、③学内の英語論文等の校正を支援する事業、④若手研究者を対象とした講演会の開催、⑤科研費応募者の希望に応じてアドバイザー等が研究計画書等の事前審査を実施する事業の5つを実施している。

医療研究推進戦略本部においては、各取組みや科研費等の申請件数を分析・評価した上で、研究環境の改善に取り組んでいる。その結果、直近の5年間における文部科学省科研費助成事業の採択件数が2018年度の278件から、2022年度の379件に増加している。

・No.3「医学部優秀教員表彰の取組みについて」

医学部の教員の意欲向上と大学教育の活性化を図ることを目的とし、2019年度から教育実践に成果を

あげた教員に対して、その功績を表彰する医学部優秀教員表彰を実施している。2021 年度までは教務委員会を主体として、第 1 学年部門、第 2 学年部門、第 3 学年部門、BSL (Bed Side Learning) 部門の 4 部門に分けて実施していたが、2022 年度からは教育評価に関する改善を図るため、選考組織を教育評価委員会に移行し、新たな医学部優秀教員表彰の実施方法について再検討を実施している。

具体的には 4 つの部門の内容を再検討し、「講義部門」及び「実習部門」に変更している。また、選考方法について、大学教育への貢献の観点の評価に取り入れることや、学生評価の際に、評価点とは別に授業に関して良かった点、改善点等について自由記載として意見を求め、その結果を各講座へフィードバックすることで、学生の意見を述べる機会を確保し、今後の授業内容の改善に役立てている。

優秀教員として選出された教員は、大学の全教員・大学院生・学生等を対象として「教育において工夫していること・努力していること」をテーマにして受賞講演を開催している。医学部では、この受賞講演を FD 研修会としており、各教員の参加を図ることで、具体的な講義・実習の実施内容を知り、好事例を取り入れ、各教員の教育の質の向上等に繋げるよう取り組んでいる。

・No.4「看護学部における附属病院をはじめとした臨床との連携に関する取り組み」

福島県の看護学の学問基盤の発展、看護職者の教育・研究水準に資するため、看護学部において 10 年後の看護学部の将来像を共に作るための課題と目標、活動計画を盛り込んだ「看護学部 Vision2018」を策定している。このビジョンにおいて、福島県内の看護職者との実践・教育・研究に関する協働を図ることを示した上で、毎年度活動実績の振り返りと活動計画の見直しを実施している。2023 年度には、中間評価と改訂を実施している。

臨床と連携・協力した教育水準向上の取り組みとしては、看護教育企画小委員会が主体となり、毎年 3 月初旬に臨地実習教育会議を開催している。この会議は看護学部の全実習科目の実習指導者と実習に携わる教員が参加する会議であり、全体会ではその年度ごとにテーマを設定した上で、実習終了後の学生のアンケート結果等を共有している。そのほか、実習ごとに分科会を開催し、実習指導者と意見交換を行うことで、次年度に向けての課題を検討し、実習教育の質の向上に資するよう取り組んでいる。

地域医療従事者等とともに行う実践・研究能力の水準向上の取り組みとしては、福島県立医科大学附属病院看護部職員と看護学部教員で構成し、看護職員の研究の支援や、看護に関する課題に対する支援を実施する看護研究実践応用センターを 2009 年 4 月に附属病院内に開設している。同センターは看護実践の場における課題を解決するための「課題解決活動」と病院看護職員のための「研究支援活動」の 2 つの柱で活動している。この活動に対して毎年大学からの支援を実施しているが、協力者の偏りがないよう、今後は看護学部全体で関与できるような検討が期待される。また、福島県内の医療従事者と交流する機会として各部門・領域において研究会の開催や、地域病院からの要請を受け研究指導等を実施している。

・No.5「保健科学部における県内施設と連携した臨床実習指導水準向上の取り組み」

保健科学部における臨地実習において、学科ごとに受入施設の実習指導者が集まり、実習内容の説明や指導方法等の情報共有を目的とした会議を毎年開催している。この会議において各教育段階における到達目標や課題、能力に合わせた指導方法、指導にかかる留意点等を実習指導者に情報共有し、大学と実習指導者が意見交換を行うことで、臨床実習の改善や、臨床実習指導力の平準化に繋げるよう取り組んでいる。

実習期間中は担当教員が実習指導者と連絡を取るとともに、学生に対し体調や実習の実施状況、施設側の関係者との関係性等について週に 1 回報告することを求めている。加えて担当教員、実習指導者、学生の三者で、実習における問題点の把握や情報交換を行い、学生の精神的支援や、実習指導者から提示された課題等に対して支援する体制を整えている。実習終了後は、学生が学習報告書を作成し、各々が経験した指導や治療プログラム等について学科学生及び教員向けに報告会を開催することで、学生に対して異なる症例の理解等の学びの機会を提供するとともに、教員が各施設における指導内容及び学生の習熟度を把握し、次回以降の指導プログラムの改善が図れるよう取り組んでいる。

保健科学部は 2021 年度に開設しており、全学科の臨床実習に関する分析及び検証は 2025 年度以降となることから、今後は、全学科の取り組み結果をもとに、定量的、定性的な分析や学科間の情報共有等を強化し、臨床実習の水準の向上に向けて取り組むことが期待される。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「チーム医療を核とした3学部共同で実施する授業について」

チーム医療の重要性への対応として、多職種連携による学びを提供するため、2019年から2023年度まで医学部及び看護学部の2学部を対象とした合同授業を開講した。この授業では、ケーススタディを通して職種ごとに取り組むべき課題を明確化するとともに、グループワークでディスカッションを行い、円滑なコミュニケーションを図ることで連携して問題解決能力を養うように構成されている。当該授業では、グループワークやプレゼンテーションの様子及び授業評価の内容を踏まえ、年度ごとに授業内容の見直しを行い、学生へ提示する事例や検討課題の変更を図った。

2021年度に保健科学部が開設されたことにより、2024年度から3学部合同の授業を開始している。この3学部合同での授業は、2023年度から担当する全教員による定例会議を行い、授業内容を検討している。最大6職種で構成されるグループにおいて、症例の検討が図られるような授業内容を構築し、チーム医療の重要性が理解できるようにしている。

今後は、大学の理念である「県民の基幹施設として、全人的・統合的な医療を提供する。」の実現に向けて、3学部合同授業に対する学生の評価等を分析・検証することで、より他の職種の理解を深められるよう、プログラムを充実させることが期待される。

・No.2「福島と災害についての学びを提供する取組みについて」

2011年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、「福島県立医科大学ビジョン2014」等に基づき、福島県の地域医療や災害医療を理解し、復興を医療面から支える人材を育成するため、各学部で福島と災害、被ばく医療についての学びを提供する取組みを実施している。

医学部では福島で起きた大規模災害を学び、必要な医療・福祉・保健・行政をはじめとする各種連携についての理解を促進させている。看護学部では、放射線災害の実際を知り、放射線を科学的に理解することや、放射線及び災害に対する地域住民の不安を理解することで、社会や地域住民とのリスクコミュニケーションの理解に繋げている。保健科学部では、福島県の特徴を調査し、グループワーク等で意見交換を行うことで、専門医療技術者が今後何を担っていけるのかを主体的に考え、自ら発信する力を育てている。

今後もこれらの取組みを展開することで、福島県における地域医療や災害医療を理解し、地域医療、放射線災害を含む複合災害に対応できる医療従事者を育成し、災害医療の発展に寄与することが期待される。

・No.3「県民健康調査の取組みについて」

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、福島県が2011年の6月に「県民健康調査」を開始したことに伴い、同調査の実施主体組織として福島県からの委託を受け、放射線医学県民健康管理センターを2011年9月に設立した。

同センターは、大学に与えられた歴史的使命のもと、設立時から継続的に調査を実施し、調査データを管理している。この調査は空間線量が最も高かった時期の放射線による外部被ばく線量を推計する基本調査と4つの詳細調査(甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査)から構成されており、調査結果は、Webサイト等で公開されている。

また、同センターにおいて本調査の結果を分析し、学術論文や、国際シンポジウムの開催等の媒体を通じて広く社会に公表している。さらに調査等への回答に基づき、支援が必要な福島県民へ医療専門職の職員が電話等での相談支援を実施するほか、市町村のイベントにあわせて健康セミナーを年20回以上開催し、調査結果から判明したことや生活習慣病等の予防を周知する等、調査の実施のみならず調査から得られた知見を福島県民へ還元することで、福島県民の健康の維持・増進に貢献できるよう支援に努めている。

・No.4「看護学の教育・研究のレベルアップを図る取組みについて」

福島県内の看護学の質の向上を行うため、看護学部において、多職種連携に必要となる「チーム医療論」の新設や、震災・原発事故等の複合災害の経験を踏まえた「災害看護学」の充実・強化、地域包括ケアシステムの構築における看護職の役割を多様な観点から学ぶための講義・実習の新設等、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに沿った授業科目の改定を 2019 年度より実施している。大学院教育においては、看護学研究者を養成し、福島県内の看護学研究のレベルアップを図る目的で、2022 年度に大学院看護学研究科博士後期課程を設置し、2023 年度には、別科助産学専攻の設置や、大学院看護学研究科博士前期課程助産師コースを開設する等、看護職者に対して教育と研究の両面から支援に取り組んでいる。

加えて、福島県内の医療施設を対象とし、看護学部教員と福島県内の保健医療福祉の実践家が共同して研究を行う看護学部共同研究事業の取組みを 2008 年から実施している。地域の保健師や病院等で働く看護職者が教員と共同研究を行うことを通して、研究方法と予算の両面から支援を行うことで、保健医療福祉の質の向上を図るよう取り組んでいる。

以上の取組みを行うことで福島県の看護の研究・教育・実践の拠点として、福島県の看護学研究のレベルアップを推進している。

・No.5「長崎大学との共同大学院における災害・被ばく医療の人材育成に関する取組みについて」

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、緊急時の放射線被ばく医療や放射線健康リスクコミュニケーションを担当する、災害・被ばく医療科学分野の実務担当者の重要性が認識されたことを受け、2014 年に大学において制定した「福島県立医科大学ビジョン 2014」のもと、大学院課程において 2016 年度に「災害・被ばく医療科学共同専攻」を開設している。

この専攻は東日本大震災の経験や教育フィールドを有する福島県立医科大学と、被ばく医療学・放射線リスク学で実績を持つ長崎大学とが連携し、それぞれの大学の強みを活かした幅広い科目構成を適用している。授業編成については、学生が社会人中心であるということや、長崎大学との連携を図る関係上、オンライン講義を中心としつつ、現場を直接体験できる現地実習を組み込む等の工夫がされている。放射線被ばくの形態、放射性物質の同定、被ばく線量の推定等の基礎知識に関する教育を行うと同時に、原子力規制委員会から「原子力災害・総合支援センター」と「高度被ばく医療支援センター」と指定される機関の中核を担う人材の育成を図っている。

今後は、医療人材のみならず幅広い分野の入学生を募り、当該課程の定員を確保することや、学生が災害時の緊急時対応や復興に向けた支援等を行うために、当該課程で得た災害被ばく医療分野の知識を活用できるよう、継続して人材育成に取り組むことが期待される。

なお、本基準の No.2 の取組みをもとに、「福島と災害についての学びを提供する取組みについて」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

評価審査会では、取組みの特徴や具体的な活動内容について大学からプレゼンテーションを受けた後、学生、卒業生、地域の医療関係者、設置自治体関係者等と意見交換を行った。学生からは、学生自身が福島県と災害・被ばく医療について知るだけでなく、地域住民の不安について、正しい知識のもとで分かりやすく住民に伝える重要性や技術を学んだとの意見があった。卒業生からは、在学時に放射線の影響や病院への避難、福島県民のバックグラウンド等を幅広く学んだことで、患者とコミュニケーションを取る際にどのように声かけをしたらいかが実践できているとの意見から、災害・被ばく医療だけでなく、福島県の地域医療の現状や課題を理解し、患者に寄り添いながら復興を医療面から支える人材育成に寄与していることが確認できた。

また、地域医療機関の関係者からは、本取組みの授業で、学生との対話の中で災害の問題等を解決するには医療人だけでは解決できない部分もあることから、社会に働きかける責任があることを逆に学んだ等の意見が示され、本取組みが福島県の地域医療関係者へ新たな気づきを与え、地域医療や災害医療に対する理解の促進に繋がっていることが確認できた。

全体を通して、福島県の地域医療や災害、被ばく医療について学ぶ機会を継続的に提供することで、「福島県立医科大学ビジョン 2014」等の「福島の復興を担う優れた医療人の育成」の具現化を図っていることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回福島県立医科大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述しています。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 28 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 28 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表